

吉野復興大臣の福島県訪問ぶら下がり会見録
(平成29年7月19日(水) 16:12~16:24 於) 福島県郡山市)

1. 発言要旨

本日は、郡山市、鏡石町を訪問してまいりました。

まず、郡山市では、フロンティア・ラボという会社に行きまして、渡辺社長さんと52名の社員の方で、ガスクロマトグラフィーという、いわゆる全てのものをガス化して、どういう物質があるかという分析装置をつくっているところなんですけれども、特許をとって、国内シェアは9割、海外5割という高いシェアで、すばらしい取組を展開しているところを見学してまいりました。

次に、これは予定をしていなかったんですけれども、郡山へアメイクカレッジというところを訪問しました。ここは、今、福島県でCLT産業を大きな復興の産業として起こしたいという構想がございます。そのCLTを使った、いわゆるへアメイクの学校です。すばらしい環境のもとで授業をしているところを見学してまいりました。

次に、鏡石町のタマテックという会社を訪問しました。ここは金属の加工をやっている会社ですけれども、ありとあらゆるものを、図面さえあれば、全部つくれるんだという社長さんのお話がございます。

特に、医療機器関係、売り上げの3割は医療機器関係であり、航空機産業の部品もつくっている。また、ホンダの水素自動車の部品もつくっている。「はやぶさ2」の、もうそろそろリュウグウの軌道ですかね、その軌道を見つけて、あと1年くらいで弾丸を撃って、クレーターをつくって、そこの岩石を採ってくるというのが任務なんですけれども、そこの一番大事なところをつくっているという、「はやぶさ2」も、我が社の製品なんだということがございます。大変すばらしい。

そして、ここは、立地補助金を活用し、約100名に近い従業員を増やしているということで、立地補助金を本当によく活用してくれているなと思いました。

次に、郡山市のハマツで、「第1回知財広め隊セミナーin福島」といって、知財をここ2年間で200か所くらいセミナーを開きたいというのが、日本弁理士会の考えでありまして、その第1回をここ郡山市で、福島県で開いてくれたということで、多くの参加者が来て、知財がいかに大事か、特に、福島県は、改正特措法をつくったわけでありまして。この中で、福島イノベーション・コースト構想、これをナショナルプロジェクト、国家プロジェクトという位置付けで、ロボット産業や水素社会、廃炉に取り組む産

業など、いろいろとイノベーション・コースト構想で取り上げております。

これらは、知財と表裏一体として取り組んでいかなければ、せっかく開発して、技術をつくっても、それを知財として権利化していかないと、成長産業には結び付かないわけでございますので、そういう意味では、この知財広め隊の第1回の、初めてのセミナーが福島で開かれたということは、大いに意義のあることだなというふうに思います。私も出席をさせていただいて、御挨拶をさせていただきました。

次に、ここ「ふくしま医療機器開発支援センター」を見てまいりました。ここには、富岡町と川内村の仮設住宅があるものですが、私は何回も来ているところなんですけれども、まさか、ちょっと上に、こういうすばらしい施設ができるとは思いませんでした。ここは医療機器を開発するに当たって、全てワンストップでここに来ればできる。そして、模擬手術室、本物と同じなんですけれども、そういう手術室もあれば、病室もあれば、人材育成のためにいろいろな経験をここで積むこともできる。そして、無菌の豚を活用して、ある意味の生体実験もできるということでございます。

そして、もう一つは、検査機器、医療機器を開発した場合の検査もここで電波を医療機器がどのくらい出すのか、また、電波を受けて、誤作動しないか等々の実験も、ワンストップでここで全てができるということでございます。

最後に、この入居企業で、サージカル・スパイン社の宮田社長さんといろいろと意見交換をしました。彼も医療機器で世界に打って出るくらい大きな希望を持って、このいろいろな施設を活用して、世界に打って出られるような、そんな会社になりたいと、若い社長さんですが、希望を持ったお話も伺うことができました。

以上です。

2. 質疑応答

(問) 本日、知財広め隊セミナーのほうに御出席なさったということで、その件に関して何点かお伺いしたいと思います。

先ほど、大臣おっしゃっていたとおり、ちょっと重複する部分も出てくるんですけれども、まず、知的財産の活用についてどう受け止めたかということと、もう一点は、今後、復興に向けて、知的財産をどのように具体的に活用していきたいか、何かお考えがありましたら、教えていただきたいと思っております。

(答) 先ほど申しましたように、イノベーション・コースト構想、こ

れが法律に基づいて、ナショナルプロジェクトという位置付けをされたわけであります。いろんな研究開発をしていくわけですので、そこをきちんと権利化をして、知的財産という形で守っていないと、ロボット産業等々、せっかくイノベーション・コースト構想で培った研究が、ある意味でとられてしまうという形で、表裏一体、知的財産と研究が、これからの福島の復興のためには、どうしてもなくてはならないものだなという感じをしております。

(問) 今ちょっとイノベーション・コースト構想の話が出たんですけれども、この前、改正特措法で、閣議決定がされたと思うんですけれども、その中での帰還困難区域の復興拠点を設けるといようなことは言っていたんですけれども、復興拠点以外のところというのは、まだ明確化されていなかったと思うのですが、今後はどうなりますか。

(答) 復興拠点以外は、自治体と復興庁とで、例えばお墓とか、いろんな絆を広める地域は、草刈り等々のところはできるという、法律をきちんと読んでいただければ、そう書いてあります。同時に、火災防止のための草刈り等々も帰還困難区域でできるわけでありますので、そういう諸々の事業を利用して、復興拠点以外の地域は、草刈り等々はしていけるということでございます。

そして、5年以内に復興拠点が整備されて、必ず解除し、人が入れる状態になるわけでありますので、一番大事なのは決意なんです。例え長い年月がかかろうとも、必ず帰還困難区域を解除するという決意が、今度の基本方針にも閣議決定されておりますし、与党の六次提言でも、その決意が、私は一番帰還困難区域の取り扱いについての基本的な考え方を示されたということで、大変うれしく思っています。

(以 上)